

夏期休業期間の短縮について

1 実施目的

令和2年度から完全実施の小学校学習指導要領では、小学校第3学年から小学校第6学年の授業時数が年間35時間増えることになり、授業時数の確保が課題となる。

小学校の時間割編成においては、一週間全てを6時間授業とするなどの対応が考えられるが、児童の集中力や負担を考慮すると、一週間あたりの授業時数の軽減を図ることが望ましいと考える。

そこで、授業時数の確保や、児童生徒の負担軽減として、エアコンの設置により、学習環境が改善されたことも鑑み、市内小中学校の学期及び夏期休業日を変更することとする。

2 実施内容について(案)

実施日：2学期の始業日 8月25日

○ 新学習指導要領実施に伴う授業時数について

・ 小学校第3学年～第6学年で年間35時間増加	
・ 週当たりの授業時数	
小学校第3学年	28時間
小学校第4学年	29時間＋クラブ活動
小学校第5, 6学年	29時間＋クラブ活動・委員会活動

【現行学習指導要領】

・ 前提条件

- ・週28コマ
- ・月曜日：5時間＋クラブ・委員会(▲)
- ・火・木・金曜日：6時間
- ・水曜日：5時間＋職員会議・研修(☆)

○ 基本となる1週間の時間割表

	月	火	水	木	金
1校時	○	○	○	○	○
2校時	○	○	○	○	○
3校時	○	○	○	○	○
4校時	○	○	○	○	○
5校時	○	○	○	○	○
6校時	▲	○	☆	○	○

【新学習指導要領】

・ 前提条件

- ・週29コマ
- ・月・火・木・金曜日：6時間
- ・水曜日：5時間＋職員会議・研修(☆)
＋クラブ・委員会(▲)

○ 基本となる1週間の時間割表

	月	火	水	木	金
1校時	○	○	○	○	○
2校時	○	○	○	○	○
3校時	○	○	○	○	○
4校時	○	○	○	○	○
5校時	○	○	○	○	○
6校時	○	○	▲ ☆	○	○

○ 給食の実施の有無について

- ・ 始業式（8月25日）翌日から給食を実施した場合

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりの週あたり28時間で時間割編成ができるため、児童の集中力や負担を考慮することができる。 ・ 児童生徒の下校時刻が午後3時前後となり、日差しの強い時間帯を避けて下校することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前中で児童生徒が下校する日が始業式当日の1日だけになり、教員が児童生徒の夏休みの宿題を点検する時間が確保しづらくなる。

- ・ 給食を実施しない場合

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議や職員研修の時間を午後の時間帯で確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35時間増加する授業時間のうち、20時間の確保に止まることから、あとの15時間を確保するために行事の精選を行うなどの工夫が必要とされる。 ・ 日差しのきつい時間帯に児童生徒が下校することになる。

3 夏期休業期間の短縮による効果の整理

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ さらなる授業時数の確保により、現行の時間割編成を維持することができるので、一週間全てを6時間授業とする必要がない。 ・ 児童生徒の負担を軽減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏期休業中に職員会議や職員研修の時間として確保できる時間が短縮される。

4 他の自治体の実施状況

	自治体名	2学期の始業日	給食の実施	午後の授業
県内	奈良市	8月25日	始業式の翌日	あり
	葛城市	8月25日	9月から	なし
	広陵町	8月25日	8月29日	あり
大阪府	交野市	8月25日	8月29日	なし
	四条畷市	8月26日	8月28日	あり
	枚方市	8月26日	8月28日	あり